

1 2. 獣疫予防

(1) 犬の飼育・管理及び猫の引き取り

ア 狂犬病予防

狂犬病予防法に基づく犬の登録頭数は24,274頭、予防注射実施頭数は14,025頭であり、今後未登録犬等の飼育者に対する指導徹底が課題である。また、犬の保護、引き取り犬収容業務は、中央、中村小動物管理センターを中心に実施され、保護頭数101頭、引き取り犬頭数4頭、処置頭数8頭であった。また、犬に関する相談件数は733件であった。

＜犬の登録、保護、処置の状況＞

項目	年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4
登録頭数		27,083	26,530	26,027	25,280	24,846	24,274
予防注射頭数		17,018	17,018	15,620	15,014	14,564	14,025
保護頭数		209	177	181	159	110	101
引き取り犬頭数		9	4	7	7	6	4
処置頭数		28	31	9	7	3	8
薬殺回数（薬殺頭数）		0	0	0	0	0	0
相談件数		1,252	1,259	862	884	841	733

イ 咬傷犬の届出件数等

咬傷事故の防止のため野犬等の保護、引き取り犬の収集と正しい犬の飼い方の指導を行っているところであるが、咬傷件数は20件、告発件数は0件であった。

＜咬傷犬の届出、処置状況＞

年度	項目	咬傷犬の届出件数	内 訳		措置命令件数	内 訳			告発件数
			保健所届出件数	警察署経由件数		咬傷犬	けい留規定違反	所有者遵守事項違反	
H29		10	10	0	0	0	0	0	0
H30		8	8	0	0	0	0	0	0
R元		10	10	0	0	0	0	0	0
R2		11	11	0	0	0	0	0	0
R3		17	17	0	0	0	0	0	0
R4		20	19	1	0	0	0	0	0

ウ 引き取り猫の返還・譲渡・処置頭数

平成26年度に中央・中村小動物管理センターに猫の飼養施設を設置し譲渡を開始した。

年度	返還頭数	譲渡頭数	処分頭数
29	0	18	460
30	1	53	381
R元	2	85	360
R2	3	62	399
R3	1	49	200
R4	7	24	186

エ 引き取り犬、引き取り猫頭数（有料）

年度	子犬	親犬	子猫	親猫	備考
29	0	9	3	2	
30	0	4	0	0	
R元	0	7	0	0	
R2	0	7	0	0	
R3	1	5	0	0	
R4	0	4	0	0	

(2) 食肉衛生

ア と畜検査頭数

と畜検査頭数は103,278頭であり、うち豚が102,563頭(前年度比99.7%)、牛が712頭(同比89.3%)
馬が3頭(前年度0頭)となっている。

<畜種別と畜検査頭数>

畜種別	年度	H30	R元	R2	R3	R4
牛		900	839	838	797	712
とく(子牛)		0	0	0	0	0
馬		0	0	0	0	3
豚		99,145	99,437	101,405	102,746	102,563
めん羊・山羊		1	0	1	0	0
合計		100,046	100,276	102,244	103,543	103,278

イ と畜場別検査頭数

四万十市営食肉センターで103,278頭の検査を実施した。

と畜場名	畜種	令和4年度					合計
		牛	とく(子牛)	馬	豚	めん羊・山羊	
四万十市営食肉センター		712	0	3	102,563	0	103,278

ウ と畜検査における疾病別全部廃棄状況

全部廃棄処分は豚56頭であり、廃棄原因疾病名は、豚丹毒12頭、膿毒症1頭、敗血症30頭、
変性又は萎縮13頭である。また、牛はと殺禁止処分が0頭、全部廃棄処分は0頭である。

エ 切迫と殺件数

食肉衛生検査所の衛生指導により平成3年以降は0件である。

(ア) 年度別切迫と殺件数

畜種別	年度	H30	R元	R2	R3	R4
牛						
馬						
豚						
めん羊・山羊						
合計		0	0	0	0	0

(イ) 年度別切迫と殺件数(原因別)

種類	年度	H30	R元	R2	R3	R4
不慮の災害により負傷						
不慮の災害により救うことのできない状態						
難産						
産じょく麻痺						
急性鼓張症						
合計		0	0	0	0	0

(3) 食鳥検査

ア 許可施設数

食鳥検査制度が平成4年4月1日より施行となり、令和4年度末現在で、年度中の処理羽数が30万羽以下の認定小規模処理場は13施設が許可を受けている。

令和4年度

食鳥処理事業 許可施設数	高知県食肉衛生検査所					合計
	安芸	中央東	中央西	須崎	幡多	
法定	0	0	0	0	0	0
認定	3	3	2	1	4	13
合計	3	3	2	1	4	13

イ 認定小規模食鳥処理場の処理状況

13施設における処理羽数は、ブロイラー、成鶏等で61,452羽であった。

令和4年度

食鳥処理した羽数	基準に適合した羽数	基準に適合しなかった羽数	内訳	
			全部廃棄	一部廃棄
61,452	60,003	1,449	1,449	0

(4) 化製場等関係施設数

県内の魚介類、鳥類の処理施設は6施設である。指定地域内で一定数以上の動物を飼育する場合は許可が必要であるが、その許可施設数は1である。

<化製場等施設及び動物の飼養施設の状況>

令和4年度末

保健所名	死亡獣畜 取扱場	化製場	魚介類・ 鳥類の処 理・貯蔵 施設 (第8条)	動物の飼養又は収容						
				牛	馬	豚	鶏	山羊	犬	計
安芸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中央東	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中央西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
須崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
幡多	0	0	6	1	0	0	0	0	0	1
合計	0	0	6	1	0	0	0	0	0	1